

興行場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(手数料) 第七条 法第二条第一項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、一件につき二万二千元（臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可にあつては、一万三千元）の手数料を納めなければならない。 2 4 略	(手数料) 第七条 法第二条第一項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、一件につき一万七千三百円（臨時興行場又は仮設興行場の経営の許可にあつては、八千六百五十円）の手数料を納めなければならない。 2 4 略